

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画の趣旨

本市の人口は減少傾向にあり、また高齢化が進んでいますが、国際化の進展に伴い、本市には、2016年(平成28年)末現在43か国、1,098人の在留外国人が生活し、その数は年々増加するとともに定住化の傾向にあります。そのようなことから外国籍市民の積極的な社会参加とともに外国籍市民を日本人市民と同じ生活者・地域住民という視点や認識を持つことが重要になってきています。

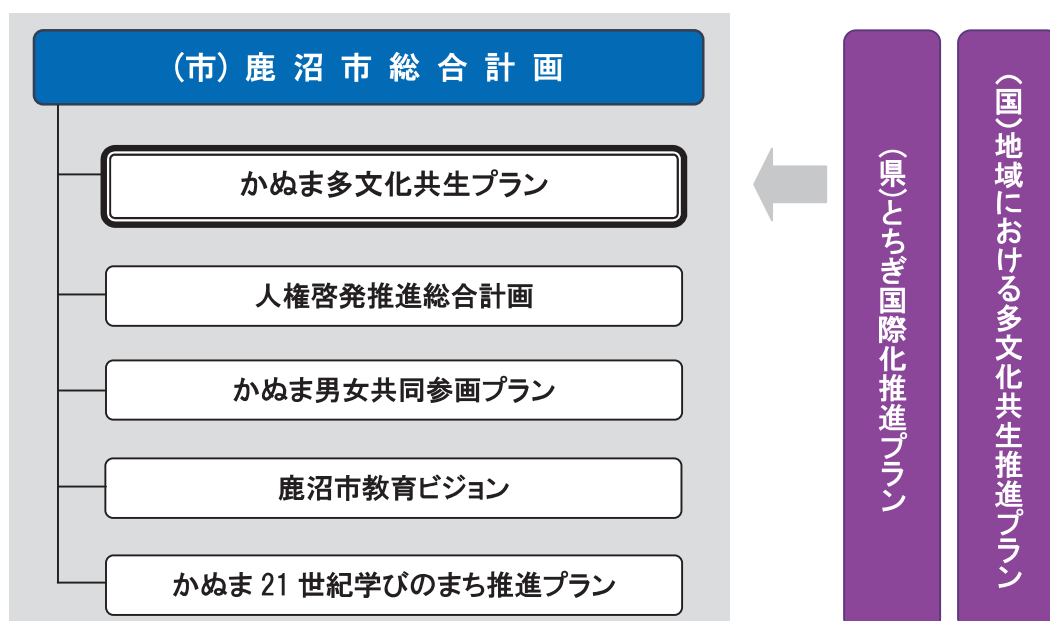
このようなことを背景に、国においては、2006年(平成18年)3月に、日本人も外国人もともに住みよいまちづくりを進めるため、「地域における多文化共生プラン」が策定されました。

本市においては、多文化共生のまちづくりを推進するために、2011年(平成23年)2月に「かぬま多文化共生プラン」を策定しましたが、社会情勢の変化などに伴う新たな課題に対応するため、今回内容を見直し、国、県の各計画との整合性を図りながら、市民、企業、関係団体等と行政が協働で、その指針となる第2期計画を策定したものです。

(2) 計画の位置づけ

多文化共生社会の実現に対する基本的な考えや関連する事業を体系的にまとめ、「第7次鹿沼市総合計画」に掲げる、「市民交流の促進」を推進するための主要事業として位置づけたものであります。

【関連・上位計画等】



(3) 計画の期間

2017年度(平成29年度)から2021年度(平成33年度)までの5か年計画とします。ただし、社会情勢や市民意識の変化、計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

(4) 用語の定義

計画によく出てくる用語について、次のように定義します。

多文化共生

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

総務省「多文化共生の推進に関する研究会」から抜粋

外国籍市民

「外国籍の人に限らず、外国籍であったが日本国籍を取得した人、国際結婚などによって生まれた人など、外国にルーツを持つ人」

なお、この「外国籍市民」に対比する表現として、本計画では、「外国籍市民」以外の人を「日本人市民」と表現します。

在留資格

「出入国管理及び難民認定法(入管法)により定められた、外国籍市民が日本に在留するための資格」。活動内容により定められた資格と、身分又は地位を有するものとして定められた資格とにわけられます。

資格によって、就労が認められるもの、原則として就労が認められないものがあります。

※ 本市に多い在留資格は次のとおりです。

「永住者」：法務大臣から永住の許可を受けた人

「技能実習」：「講習による知識修得活動」及び「雇用契約に基づく技能等修得活動」、技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動に従事する人、在留期間は最長3年

「日本人の配偶者等」：日本人の配偶者、実子、特別養子

多言語

鹿沼市には現在43か国から在留外国人が生活しています。

市で対応する多言語の翻訳として在留外国人数の多い「中国語」「ベトナム語」「ポルトガル語」「スペイン語」「英語」の5か国語を「多言語」とします。

すべての母語に対応できることが理想ですが、使用者の多い言語から対応しています。